

様

平成27年度
海岸漂着物等対策の推進に関する要望書



平成26年5月

北 海 道
北 海 道 市 長 会
北 海 道 町 村 会

全国の約1割の海岸線を有し、周囲を海で囲まれた北海道において、美しい景観の維持や海洋環境を保全するとともに、漁業被害の防止を図るため、海岸漂着物等の処理対策を推進することが必要です。

海岸漂着物処理推進法では、政府が海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じることとされており、地方公共団体が行う海岸漂着物対策の処理に要する経費に対する特別な配慮及び民間の団体等の活動促進を図るための財政上の配慮をすることが規定されています。

これを踏まえて、政府においては、平成21年度から平成24年度まで地域グリーンニューディール基金事業による財源措置等の支援を行ってきたところであり、さらには、海岸漂着物対策事業として平成25年度、26年度の2カ年による約100億円の財政支援措置が講じられて、うち北海道では約10億円の財源措置をされたところです。

しかし、海岸漂着物対策については、長期的な対応が必要となりますことから、地域の実情に応じた漂着物対策を円滑かつ継続的に実施できるよう、現事業の延長を含め、海岸漂着物処理推進法第29条に基づく海岸漂着物対策を推進するための必要な財政上の措置を講じていただきたく要望します。

北海道知事		高橋	はるみ
北海道市長会長	石狩市長	田岡	克介
北海道町村会長	乙部町長	寺島	光一郎

1 要望事項

海岸漂着物等対策事業について、その継続性が重要となっており、安定的な予算の確保を要望する。

■平成21年度以降予算額の状況 (単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	小計	H25	H26
協議会等	30.9	3.7	2.3	0.1	36.9	0.1	0.1
回収・処理	0	120.6	218.3	66.9	405.8	413.6	429.5
道	0	101.1	197.6	66.9	365.5	331.6	314.0
市町村	0	19.6	20.8	0	40.3	82.0	115.5
発生抑制	0	0	0	0	0	90.2	59.3
合計	30.9	124.3	220.6	67.0	442.7	504.3	489.2

2 要望に関する背景

- (1) 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的に、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」が交付された。
- (2) 同法の中で「財政上の措置」として、「政府は海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない」ことが明記されている。
- (3) 平成21年度から24年度まではグリーンニューディール基金により事業を実施し、平成25年度、26年度の2カ年においては新事業が創設され全国で約100億円、うち道では約10億円が措置されている。
- (4) 海岸漂着物対策は、長期的に継続した取り組みが必要であり、道・市町村における財源確保が困難な状況においては、平成27年度以降においても引き続き国による財政支援が必要となっている。